

第36号議案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年島根県条例第28号)の一部を
次のように改正する。

第14条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活
動法人」に改め、同条第1項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第2項
中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め
る。

第15条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」
に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条
例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第35号左欄の(2)中「公告」の次に「又は公表」を加える。

(島根県県税条例の一部改正)

第3条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正
する。

第10条第1項第3号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営
利活動法人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。